

データレスキュープラス 規約

2021年3月1日より適用

「データレスキュープラス」（以下「当サービス」といいます）は株式会社バリュー・ワランティ（以下「当社」といいます）が提供、運営します。

当サービスをご利用の際は本書記載内容を必ずご覧下さい。当サービスの利用をもって本書記載内容に同意したものと、本書記載内容が適用されます。

■ 第1条 当サービスの内容

- 当サービスとは、加入企業が契約の事業所内で事業の用途で使用、管理されている下記の記憶媒体（以下、「被調査媒体」といいます。）に含まれるデータに障害が発生した場合に、データ復旧作業を行うサービスであり、以下のサービスは含みません。
 - 原因調査：データ消失の原因等の調査・解析は行いませんので、これらの事項に関する質問、保証には応じられません
 - 機器修理：加入企業の再利用を前提とした記憶媒体の修理はサービスには含まれません
 - アプリケーションの再インストール等
- 第12条で定める「適用除外事項」に該当する場合には、当サービスの対象外とします。
- サービス開始日を起点として、年間10回を限度にご利用いただけます。利用回数の次年度への繰越は行いません。初期調査を行った場合、データ復旧の実施の有無にかかわらず、1回の利用とみなします。
- 当サービスは、データの復旧を保証するものではありません。データの障害の発生した箇所、状態により復旧出来ない場合があります。
- 当サービスの特典として、別紙1に定める「サイバープロテクター（以下、「サイバー保険」といいます。）」を付与します。なお、特典の内容は、当社の裁量により変更される場合があります。

■ 第2条 当サービス開始日及び当サービス期間

- 当サービスは、加入企業が申し込みをした日の属する月の翌月1日から開始するものとします。
- 当サービスは、加入企業もしくは当社のどちらかが解約を申し出ない限り、毎月自動更新されます。

■ 第3条 保証の終了

何らかの事由により当社が当サービスの提供を行うことができなくなった場合、当サービスは終了となります。この場合、当社が指定するホームページ等により周知を行います。また、予めその理由及び当サービスを終了する日を加入企業に通知いたします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

■ 第4条 当サービスの解約・解除

- 加入企業もしくは当社は書面をもって解約通知をするものとし、相手方に解約書面が到着した日の翌月末日を標準の解約日とします。ただし、標準の解約日より遅い月を指定した場合は、指定した月の末日を解約日とします。（相手方の都合で書面を受け取らなかった場合は、発送日の翌々日を到着日とみなします。）
- 以下の事項に該当する場合には、当社は、何らの催告なく当サービスを解除することができます。この場合、加入企業は、当社に対して支払っていない月額料金、遅延損害金及び契約解除金等を支払うものとします。
 - 住所変更の届出を怠る等、加入企業の責めに帰すべき事由により、加入企業の住所等が不明となり、または当社が加入企業への通知、連絡が客観的に不能と判断した場合
 - 加入企業が反社会的勢力に属する事情や加入企業の資力に問題がある事情を当社にて確認できた場合

■ 第5条 ご加入情報の変更の報告義務

下記のご加入情報に変更があった場合、速やかに当社までご連絡下さい。ご連絡いただけなかった場合、サービスが受けられない可能性があります。

- 加入企業の法人名、事業所名に変更があった場合
- 当サービスを利用する事業所の住所、連絡先に変更があった場合
- 当サービスを利用する事業所の人数が下記の①～③に該当した場合（①・②は上位プランへ切り替え、③は別途ご相談させていただきます。）
 - 20名以下プランで加入30名を超えた場合
 - 50名以下プランで加入し60名を超えた場合
 - 100名を超えた場合

■ 第6条 当サービスの利用方法

- 当サービスのサービス期間内に、データの消失が発生した場合には、加入企業は、電話、もしくは書面（FAX、郵送）にて当社に報告を行って下さい。その後、当社の提携会社へ被調査媒体をご郵送いただき、データ復旧作業を行います。

2. 加入企業から当社に復旧のご依頼をいただいた際、当社は、加入企業の当サービスに関する登録情報（加入番号）の確認をいたします。加入企業より復旧依頼に際してご通知いただいた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他加入企業より必要な情報のご通知をいただけない場合には、当サービスが適用されない場合がございますので、加入企業におかれましては、当サービスの加入後、当社が送付した加入依頼書の保管・管理に十分ご注意くださいいただきますようお願いいたします。
3. 当社以外の第三者にデータ復旧を依頼された場合には、当サービスが適用されませんのでご注意ください。
4. 加入企業のご都合により、復旧受付日から90日が経過してもデータ復旧の着手が出来ない場合には、データ復旧の受付を無効といたします。

■ 第7条 当サービスの利用料金と遅延損害金

ご加入時に同意いただいた方法で、毎月のサービス利用料をお支払いいただきます。利用料が未納となり、支払期日の翌月末までにお支払いいただけない場合は、支払期日の翌月末で解約したものとみなします。解約となった場合でも、解約日までのサービス利用料をお支払いいただきます。

また、当社は加入企業に対して、支払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

■ 第8条 再委託

当社は、当サービスに関する業務の一部または全部を、加入企業の事前の承諾、または事前の通知をおこなうことなく、任意の第三者（デジタルデータソリューション株式会社を含む。以下、「委託業者」といいます。）に委託できるものとします。

■ 第9条 加入企業のご負担となる主な費用

以下に定める事由のない費用は当サービスには含まれておらず、専ら加入企業のご負担となります。但し、当サービスの範囲外の事由のない費用を、これらに限定する趣旨ではありません。

1. 復旧の成否に関わらず、加入企業のご都合により、当社社員または委託業者社員が出張対応を行う場合の交通費・宿泊費・出張費
2. 当サービス利用時に加入企業からのご連絡に必要となる費用、その他通信費用
3. 復旧を行う際に、代用品を加入企業が必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用
4. 当サービスのご利用の際の被調査媒体及びレンタル外付けHDDの送料

■ 第10条 加入企業の情報について

当社は当サービスの提供のために必要となる情報（データ復旧をご利用いただく加入企業に係る個人情報を含みます）を、第8条に規定した委託業者にも情報を開示し、加入企業はあらかじめこれに同意することとします。

■ 第11条 間接損害等

法律上の請求の原因の種類を問わず、如何なる場合においても、間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等）、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失又は損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（障害に起因する死亡及び怪我を含みます）並びに他の財物に生じた損害に関して、当社及び委託業者は一切の責任を負わないものとします。

■ 第12条 適用除外事項

以下の事項に該当する場合には、当サービスは適用されず、別途当社から提示する金額を加入企業にご負担していただきます。

1. 天災地変等の外部要因に起因する故障及び損害
2. 盗難、紛失、置き忘れ、当社への事前の申請がない第三者への譲渡その他の事由により、加入企業が被調査媒体を保有しておらず、被調査媒体の状態が確認できない場合
3. 加入企業の故意によりデータ消失が生じたことが明らかな場合
4. 保証期間外にデータ消失が生じていた場合
5. 被調査媒体の仕様、構造上の欠陥又は本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等
6. 部品等被調査媒体の構成部分の一部であって、被調査媒体中当該部分が無ければ、復旧を行うことができなくなるものが、当社への被調査媒体の提供時点で欠落している場合
7. 被調査媒体の付属部品、アクセサリ、周辺機器等の被調査媒体以外の製品のデータ復旧
8. 当社がデータ復旧の依頼を受けて被調査媒体の点検・診断を実施した結果、当社がデータの消失を確認できなかった場合
9. 加入企業ご自身で付加されたラベル・シート・カバー類、塗装・刻印等を、復旧作業後に元の状態に復旧する費用
10. 核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性、またはその他の有害な特性に起因するデータ消失
11. 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱、またはその他これらに類似の事変または暴動に起因するデータ消失
12. 被調査媒体のデータ消失に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合
13. 当サービスの加入番号を当社及び委託企業が照合出来なかったとき
14. 加入企業が被調査媒体に改造を施した場合
15. 加入企業が過去に被調査媒体について自ら又は第三者をして修理又はデータ復旧を試みた場合

16. 被調査媒体以外の要因（第三者が流布したウイルスによるもの、第三者の不正アクセスによるもののほか、被調査媒体に接続されている他の機器に起因するものを含む。）によって被調査媒体のデータが損壊した場合
17. 当社がデータ復旧の依頼を受けてデータ復旧作業を完了した後に、当社の責めに帰すべきでない事由により被調査媒体が破損していることが判明した場合
18. 暗号化機能を解除できない場合
19. その他当サービスの対象外のデータ消失であることが判明した場合の復旧に係る諸費用
20. その他、当社が掲げる事項

■ 第13条 復旧に係る免責事項

データ復旧作業を行うにあたり、以下の事項に該当する場合には、当社及び委託業者は一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。

1. データの救出を優先するため、事前に参加企業へのご連絡なく、被調査媒体及び内部の記憶媒体を分解、開封することがあります。また、復旧作業の初期診断を行うにあたり、被調査媒体及び内部の記憶媒体、その他の内外部品の変形を伴うことがあります。
2. 復旧作業の作業内容によっては、被調査媒体に保存されているデータが消失することがございます。
3. 被調査媒体の状況によりデータの復旧ができないことがあります。また、被調査媒体をお預りかした時点で、既に破損しているデータは、破損したデータとして復旧されます。
※復旧したファイルが実行ファイルの場合、正常に起動できない、一部の機能が使えない等の可能性、また画像ファイルの場合、画像が一部欠損している等の可能性があります。当社及び委託業者は、責任を負いかねます。
4. 当社は、お預りした被調査媒体に対する原状回復の責を負いません。また、加入企業のお手元で正常であっても、被調査媒体のお預りから返却までの間に多くの過程・作業を経ますので、この全ての過程で発生する瑕疵・障害について当社及び委託業者の故意、重過失による場合を除き、当社及び委託業者は一切責任を負いません。
5. 天災事変、戦争・暴動・内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由により、本規約に基づくサービスの遅延や不能が生じた場合、当社及び委託業者の故意、重過失による場合を除き、当社及び委託業者は加入企業に対してその責を負わないものとします。
6. 加入企業よりお預りした被調査媒体での起動確認作業は、当社及び委託業者では行っておりませんので、ご了承ください。
7. 復旧作業にあたり、被調査媒体を解体することがあります。解体をした場合、メーカーによる保証を受けることができなくなる場合がありますのでご了承ください。また、加入企業よりお預りした機器の状況によっては外部業者にて修理の後、復旧作業を行う場合があります。
8. 被調査媒体を既に解体したことがある場合、解体・組み立てを正常に行えないことがあります。この場合、解体・組み立てにより生じた破損、障害には責任を負いません。当社では細心の注意を払い被調査媒体の解体・組み立てを行いますが、解体・組み立て中に経年劣化しているパーツが破損、劣化することがあります。また解体・組み立てにより生じた破損、障害には責任を負いません。ご返却後に起動不具合が起きた場合でも当社及び委託業者の故意、重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
9. 輸送中の被調査媒体の取扱いについては細心の注意を払いますが、お手元に届いた際の破損等につきましては一切の責任を負いません。
10. 当サービスは、必ずしも加入企業の消失データを復旧することを確約するものではありません。消失データや被調査媒体の状態等により、復旧に失敗することもございます。
11. 当社へ被調査媒体をご発送いただいた際の梱包材は破棄いたします。
12. 復旧作業において復旧致しましたデータが非常に多数に渡る場合につきましては、当社の方で全てのデータ確認は行いません。納品用メディアが届き次第、加入企業の方で直接内容のご確認を御願いたします。
13. 加入企業の症状に合わせて部品や技術員を手配しますので、作業依頼後のキャンセルは如何なる場合であってもお受け致しかねます。
14. ご希望のデータの定義は、作業発注前に書面・メールにて確認している内容となります。
15. 機器の症状、データの破損状況によって完了期日が大幅に遅れる場合がありますが、当社及び委託業者は、それに起因する損害賠償責任を負いません。
16. 機器の症状、データの破損状況によって完了期日が大幅に遅れる場合がありますが、完了期日が大幅に遅れたことによるキャンセルにつきましてはお受け致しかねます。
17. 復旧データはコピーや改ざんができる物となります関係上、ご納品後のデータ不備、データ不足による返金等につきましては、如何なる理由がございまいしてもお受け致しかねます。
18. データ納品に用意した媒体の機器保証については、メーカーの保証に準じます。ただし、納品後の被調査媒体の故障に起因するデータ破損、消失等については保証いたしません。
19. 当社及び委託業者が加入企業のデータを漏洩させ、または預託メディアを紛失し、加入企業に損害を負わせた場合、その賠償額の総計は、加入企業が当サービスの為に当社に支払った金額を超えないものとします。ただし、当社及び委託業者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。
20. 当社及び委託業者がデータ復旧を行った結果、対象顧客が所持するより前の第三者が有する情報が復旧されたとしても、当社及び委託業者は、一切責任を負いません。
21. お預りした機器が加入企業以外の第三者の所有物であった場合、加入企業と第三者間、当社と第三者間で発生したトラブルについては、当社及び委託業者は一切の責任を負いません。

22. 当サービスの適用に伴う当社が提供するサービスにおきましては、当社及び委託業者の故意、重過失による場合を除き、加入企業に生じたいかなる損害につきましても、当社及び委託業者は一切の責任を負いません。

■ 第14条 その他の注意事項

1. 当社に被調査媒体をお預けいただいた後、加入企業に返却可能日をお知らせしている場合(加入企業のご都合でお知らせできない場合を含みます)、当該返却可能日から90日間を経過してもお受け取りいただけないときは、当社にて被調査媒体を自由に処分することができます。その際には、処分に要した費用の一部を、当社の請求に従い、速やかにお支払いいただくものとします。
2. 復旧後のデータ納品方法については、復旧作業完了後に、お客様が復旧を希望されたデータの復旧成否をご確認頂き、原則としてレンタル用外付けHDDでの納品となります。納品用外付けHDDの買い取りをご希望される場合は、事前に担当者までお申し付けください。
なお、納品用外付けHDDの買い取りに要する金額は当サービスの適用対象外となります。
3. 納品用外付けHDDのレンタル期間は10日間です。10日間のレンタル期間経過後、ご返却いただけない場合は、当該ハードディスクの購入に同意したものとみなし、ハードディスク代金(税別)(500GB:9,000円、1.0TB:14,000円、2.0TB:20,000円、3.0TB:30,000円、4.0TB:40,000円、6.0TB:60,000円、8.0TB:80,000円)をご請求させていただきます。※復旧データの容量に合わせたハードディスクをバックアップに使用します。
4. 復旧後のデータ納品につきましては、情報漏洩の観点により当社内で保管を致しかねますので、最短でのお引取りをお願いしております。
5. 当社は、当サービスについて理由の如何を問わず、サービス料金の返金は行いません。
6. 加入企業は、当サービスにお申込みいただいた時点で、本規約にご同意いただいたものといたします。
7. 加入企業は、当サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - ① 加入にあたって虚偽の事項を記載する行為
 - ② 利益目的で自己の事業において利用する行為
 - ③ 他人になりすまして当サービスを利用する行為
8. 加入企業が当規約に違反したことにより、当社及び第三者(委託業者を含む)に損害を与えた場合には、加入企業は当社または第三者が被った損害等を全額賠償する責任を負うものとします。損害等には、遺失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含みます。
9. **当規約は予告無く変更されることがあり、最新の規約を有効とさせていただきます。最新の規約は、<http://www.datarp.jp/> をご確認ください。**
10. 本規約等は日本法に基づき解釈されるものとします。また、加入企業と当社との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

別紙1 特典「サイバープロテクター」に関するご案内

当サービスにおける特典「サイバープロテクター（以下、サイバー保険）」とは、下記の内容になります。当サービスの加入者は保険の契約上は「被保険者」もしくは「記名被保険者」と表現されます。なお、特典の内容は、当社の裁量により、変更される場合があります。詳細は別紙の普通保険約款及び特約をご確認ください。

- 次のいずれかに該当する事故に起因して、加入企業に対して損害賠償請求がなされたことにより加入企業が被る損害に対して、1億円を限度に保険金をお支払いします。なお、免責金額は一律10万円と設定しております。
 - 情報の漏えいに起因する賠償損害
 - 情報システムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等
- 1.のa.及びb.に対する事故対応費用、法律相談費用、事故原因・被害範囲調査費用（フォレンジック費用）、広告宣伝活動費用、コンサルティング費用、見舞金・見舞品購入費用を、500万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限りです。なお、免責金額は一律10万円と設定しております。
 - 公的機関に対する届出または報告等。ただし、文書による届出または報告に限りです。
 - 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等
 - 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫ひ状または案内状の送付
 - 公的機関からの通報

■ 契約内容

三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社とし、株式会社バリュー・エージェントを保険代理店とした下記の保険契約を締結しています。

専門事業者賠償責任保険普通保険約款+サイバープロテクター特約+日時認識エラー補償対象外特約+保険料確定特約（専門事業者用）+不誠実行為補償対象外特約

当サービスの特典であるサイバー保険は、上記の約款に従い履行されるものとします。詳細は当社までお問い合わせください。

■ 保険金をお支払いしない主な場合

- 次のいずれかに該当する事由により発生した事故に起因する損害
 - 偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
 - 国または公共団体の公権力の行使（法令等による規制または要請を含みます。）
 - 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為
- 情報システムの所有、使用、管理等に起因する業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由により発生した事故に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供される情報システム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。
 - 記名被保険者が行う、他人が使用することを目的とした情報システム^(注)の所有、使用または管理
 - 記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売した情報システム、プログラムまたは電子情報
 - 記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれる情報システム、プログラムまたは電子情報

(注) 記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを除きます。

■ 保険使用時の手続き

情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれがあった場合は、電話にて報告を行って下さい。保険事故の受付をし、フォレンジック作業をおこないます。フォレンジック作業に際しては、加入企業への立ち入り、情報機器へのログイン、UTMや入室システムのログ等をご提供いただく場合がございます。

事故報告後、当社及びサイバー保険の引受会社（保険会社及び保険代理店）の依頼に応じて、事故の状況の報告及び必要書類を提出してください。

■ 損害賠償請求がなされた場合のお手続について

- 損害賠償請求がなされた場合の当社へのご連絡等
損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに次の事項を当社にご連絡ください。
なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく当社に書面によりご通知いただく必要があります。
- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金のご請求を行う場合は、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。
- 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

■ その他補償内容の詳細について

当該商品に付帯される保険の詳細については当社にお問合わせください。

■ 他の保険・保証との関係

他の保険・保証で担保されている場合、支払額を調整させていただく場合がございます。

個人情報の取り扱いに関するご案内

■ 【個人情報の利用目的】

お客様の個人情報は、当サービスの履行にあたって、下記の利用目的の範囲内で取扱うこととし、その目的範囲を超えて取扱いたしません。

- データ復旧作業の提供及びサポートのため
- フォレンジックのサービスの提供及びサポートのため
- 保険引き受けの判断
- 保険金お支払い及び各種商品やサービスの提供及び案内
- 保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について保険代理店、損害保険会社への確認を含みます）

■ 【個人情報の第三者提供】

当社が保有する個人情報は、次の場合を除き、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

- お客様の同意がある場合
- 合併、会社分割、営業譲渡その他の事由によって事業の承継が行われる場合
- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 税務署の職員等の任意調査に対し、個人情報を提出する場合等、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

■ 【個人情報の委託について】

個人情報の取り扱いの全部または一部を外部に委託する場合があります。その場合は、当社が設定する基準を満たす企業を選定し、機密保持契約等の事項を含む契約を締結した上で個人情報の取り扱いを委託し、適切な管理、監督を行います。

■ 【開示対象個人情報の開示等及び問合せ窓口について】

当社は、開示対象個人情報についてご本人から利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（「開示等」といいます。）をご希望される場合は、ご請求に応じます。

■ 【個人情報のご提供の任意性について】

ご加入にあたってお客様が個人情報をご記入されることは任意ですが、ご提供いただけない場合は、当サービスをご提供することが出来ない場合があります。

■ 【事業所の名称・個人情報保護管理者】

株式会社バリュー・ワランティ 個人情報管理責任者 経営管理部役員 電話番号：03-3233-0099

連絡先等

- 当サービスのご利用時の連絡先はこちら 株式会社バリュー・ワランティ
TEL : 0120-992-929 営業時間 : 9:30~17:00 (土日祝日・当社休業日は除く)
※ご加入番号とご登録のお電話番号をご準備のうえ、お電話をお願いいたします。
- 当サービスのご加入前のお問い合わせ 株式会社バリュー・ワランティ
TEL : 0120-917-022 営業時間 : 9:30~17:00 (土日祝日・当社休業日は除く)
- 当サービスの特典「サイバープロテクター」の補償内容に関するお問い合わせ
 - 保険代理店 株式会社バリュー・エージェントTEL : 0120-935-889 営業時間 : 9:30~17:00 (土日祝日・当社休業日は除く)
FAX : 03-3233-2704

※ 年末年始、夏季休業、及び臨時休業をいただく場合がございます。 <https://datarp.jp/>にて最新情報を掲載いたします。

- 当サービスの特典「サイバープロテクター」について
 - 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
 - 保険代理店 株式会社バリュー・エージェントTEL : 0120-935-889 営業時間 : 9:30~17:00 (土日祝日・当社休業日は除く)